

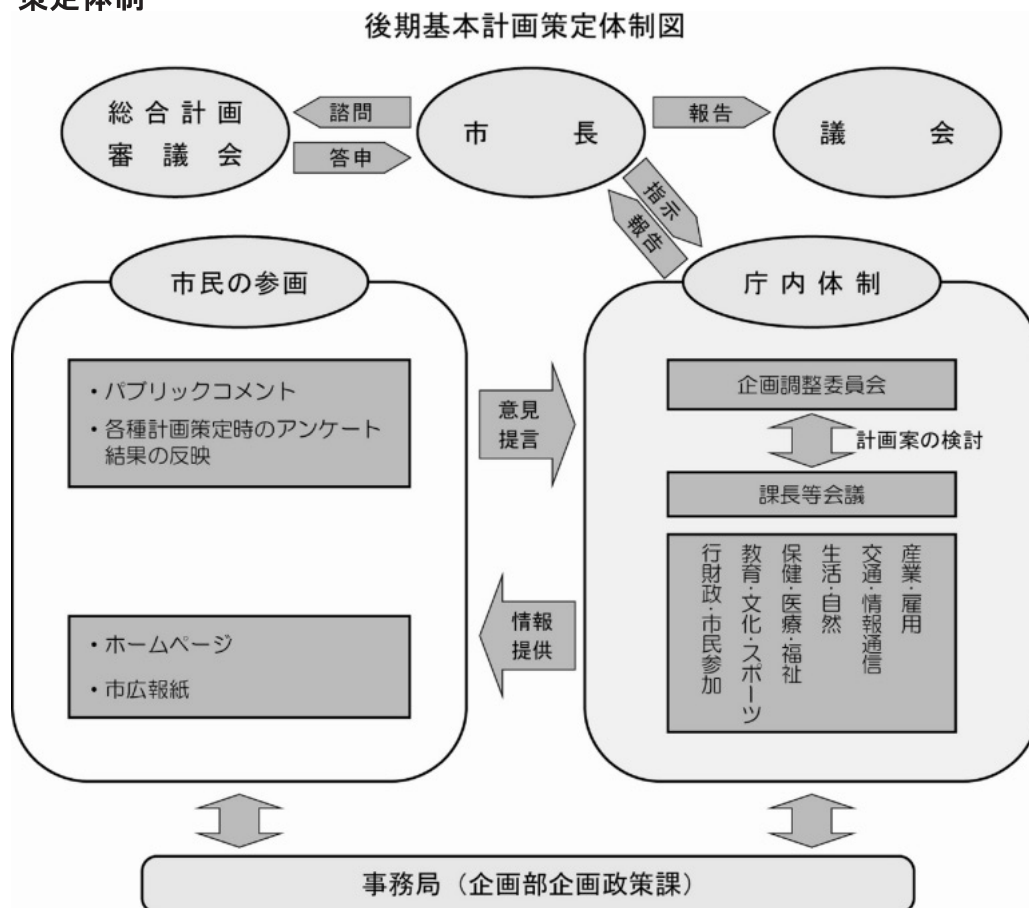
資料編

資料１ 策定の経過と体制

■ １．策定の経過

年／月	市民の参画・審議会・議会	庁内
平成 24 年	3月	・前期基本計画の検証及び現況と課題などの整理(3～10月) 【各課との調整】
	11月	・市長インタビュー(11/13) ・各課ヒアリング(11/27～29)
	12月	・第1回総合計画審議会【諮問】(12/25) ・パブリックコメント実施(12/27～H25.1/24) ・課長等会議【後期基本計画(各論)(案)の検討】(12/6) ・第1回企画調整委員会(12/13)
平成 25 年	1月	・第2回企画調整委員会(1/17)
	2月	・第3回企画調整委員会(2/22)
	3月	・第3回総合計画審議会【答申】(3/5) ・南房総市議会全員協議会報告(3/19) ・「南房総市総合計画後期基本計画」市長決定

■ ２．策定体制



資料２ 総合計画審議会

■ １．南房総市総合計画審議会条例

（設置）

第１条 市における総合計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として南房総市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条 審議会は、市長の諮問に応じ、南房総市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

（組織）

第３条 審議会は、委員３１人以内で組織する。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （１） 地域住民代表
- （２） 公共的団体の役職員
- （３） 学識経験のある者
- （４） 市議会議員

（任期）

第４条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

２ 前条の規定による委員のうち役職にあることにより委嘱された者の任期は、その任期中とする。

（会長及び副会長）

第５条 審議会に会長及び副会長１人を置く。

２ 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

３ 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

２ 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３ 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（委任）

第９条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成１８年３月２０日から施行する。

■ 2. 総合計画審議会委員名簿

任期:平成 24 年 12 月 25 日から平成 25 年 3 月 31 日(敬称略)

選任の区分	氏名	要職等	役職
総合計画審議会条例 第 3 条第 2 項第 1 号 委員 <u>地域住民代表</u>	鈴木 勇太郎	富浦地域審議会	
	渡辺 宏	富山地域審議会	
	石井 久隆	三芳地域審議会	
	山口 惣司	白浜地域審議会	
	宇山 暁	千倉地域審議会	
	笹子 正	丸山地域審議会	
	長谷川 勲	和田地域審議会	
総合計画審議会条例 第 3 条第 2 項第 2 号 委員 <u>公共団体の役職員</u>	大和田 慎一	行政改革推進委員会	
	長田 英文	南房総市社会福祉協議会	
	鈴木 孝徳	南房総市富山国保病院	
	野宮 紀昭	安房農業協同組合	
	佐藤 光男	東安房漁業協同組合	
	廣田 実	富浦町漁業協同組合・岩井漁業協同組合の代表	
	和泉 善久	内房商工会	
	川名 浩司	朝夷商工会	
	仲島 文作	南房総市観光協会	
	大胡 晴美	南房総市教育委員会	
総合計画審議会条例 第 3 条第 2 項第 3 号 委員 <u>学識経験のある者</u>	丸 淳	行政連絡協議会	
	生稻 元昭	行政連絡協議会	
	溝口 卓	館山日東バス株式会社	副会長
	石井 康子	母子自立支援員	
総合計画審議会条例 第 3 条第 2 項第 4 号 委員 <u>市議会議員</u>	渡邊 政久	議会議員	
	鈴木 孝雄	議会議員	会長
	栗原 保博	議会議員	
	辻 貞夫	議会議員	
	川上 清	議会議員	

■ 3. 諮問書

南 企 第 1 9 8 号
平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日

南房総市総合計画審議会
会 長 鈴 木 孝 雄 様

南房総市長 石 井 裕

南房総市総合計画後期基本計画について（諮問）

このことについて、南房総市総合計画審議会条例（平成 1 8 年条例第 2 7 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会に意見を賜りたく下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問内容

南房総市総合計画後期基本計画の策定に関する審議

2 諮問理由

本市は、平成 1 8 年 3 月に 7 町村が合併し新市としてスタートし、平成 2 0 年度から 1 0 年間にわたる「南房総市総合計画」を策定し、基本構想で示す将来像の実現に向けた前期基本計画に基づき、各種施策・事業を実施してまいりました。

この前期基本計画の計画期間が、平成 2 4 年度をもって終了いたします。

この間、世界的経済危機や少子高齢化・過疎化の一層の進行などにより、社会情勢も大きく変化し、時代に即応した行政運営が求められています。

また、東日本大震災を契機とした新たな防災対策、地方分権の推進による地方自治体の自主性・自立性の確立など、さまざまな課題に的確に対応する必要があります。

今後、合併による財政優遇措置の終了を見据え、行財政改革をより一層推進するとともに、本市の魅力ある地域資源を最大限に活用し、市民との協働を進めながら、将来にわたり持続可能なまちづくりに取り組んでいくため、平成 2 5 年度からの 5 カ年に向けた「南房総市総合計画後期基本計画」の策定に関して諮問し、意見を求めるものです。

■ 4. 答申書

平成25年 3月 5日

南房総市長 石井 裕 様

南房総市総合計画審議会
会 長 鈴木 孝雄

南房総市総合計画後期基本計画について（答申）

平成24年12月25日付け南企第198号で諮問のありました南房総市総合計画後期基本計画の策定について、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、総合計画基本構想に掲げた将来像「ひと・ゆめ・みらい地域で創る魅力の郷 南房総」の実現に向けた本計画の施策は妥当と認め答申します。

なお、本計画の実施にあたっては、下記に掲げる事項に留意して実現に努められるよう要望します。

記

- 1 第1次産業を始めとする産業の活性化は、少子高齢化や人口減少が進む本市にとって大きな課題であるため、地域の産業を牽引する人材の育成と担い手の確保に努めるとともに、若者の定住に向けた取組みの推進を要望します。
- 2 近年発生した大規模な自然災害の教訓と国・県の示す防災対策に照らし合わせ、市民や来訪者の不安を少しでも解消できるよう、防災・減災対策の強化に努め、安全・安心なまちづくりに取り組むことを要望します。
- 3 全国最多となる道の駅に関して、各地域の拠点としてそれぞれの魅力の向上と活性化及び健全な運営に努め、地域とともに発展する取組みの推進を要望します。
- 4 増加している放置された空き家や耕作放棄地等の環境整備に対する取組みを推進することを要望します。
- 5 市民にやさしくわかりやすい行政の推進と、将来を見据えた財政運営に努めることを要望します。

資料3 前期基本計画における指標の実績

(注) 現状値下段の()は、数値を把握した年または年度を示します。

施策名	指標名	指標選定の考え方	現状値 (H19)	目標値 (H24)	実績値 (H23)
1-1 農林業の振興	南房総市認定農業者数(経営体数) (市独自の基準による認定農業者の数)	収益性の高い農業により、農業者が安定した収入を得ていくための取り組みの成果を測る指標。	188 人	197 人	205 人
1-2 水産業の振興	千葉県等認定水産物ブランド数 (千葉県などが認定した水産物ブランドの数)	高品質・高付加価値化により、経営の安定を図るための取り組みの成果を測る指標。	1 品	3 品	3 品
1-3 観光の振興	観光入り込み客数 (千葉県調べによる観光客の入り込み客数)	魅力ある観光地づくり、積極的なPRなどの観光振興施策により、経営の安定を図るための取り組みの成果を測る指標。	453 万人 (H18)	560 万人	457 万人
1-4 商工業の振興	製造品出荷額等 (経済産業省「工業統計」による製造品などの出荷額)	食品加工業などの商工業振興施策により、もたらされる効果を測る客観的な指標。	156 億円 (H17)	172 億円	128 億円 (H22)
1-5 新たな産業の育成	新産業育成研究会に参加する事業者数 (市が設置する新産業育成研究会に参加した事業者数)	新たな起業などを支援しながら、産業を育成し雇用機会を確保することを目指すための取り組みの状況を測る指標。	0 事業者	5 事業者	3 事業者
2-1 道路の整備	市道の改良率 (市が管理する道路の改良率)	市民にとって身近な交通環境の改善を目指すための、取り組みの成果を測る客観的な指標。	30.1% (H18)	30.7%	44.4%
2-2 公共交通の機能強化	コミュニティバス利用者数 (市が運行するコミュニティバスの利用者数)	身近な交通手段として重要な役割を果たす、コミュニティバスの利便性向上などの取り組みの成果を測る客観的な指標。	80,309 人 (H18)	81,000 人	55,947 人
2-3 情報通信基盤の整備	光ファイバー回線利用可能世帯比率 (市内において光ファイバー回線が利用できる世帯の割合)	市民生活の質的向上を図るための、情報通信基盤整備に関する取り組みの成果を測る客観的な指標。	0%	15%	100%
3-1 交通安全・防犯対策の推進	自主防犯組織数 (市の防犯活動の補助金交付団体又は青バトの実施委嘱団体)	防犯対策に重要な役割を果たす、自主防犯防災組織の育成に向けた取り組みの成果を測る指標。	5 組織	10 組織	6 組織
3-2 防災・消防・救急対策の充実	AED(自動体外式除細動器)の設置器数 (市によるAEDの設置数)	まちづくり会議からの提案などによる、安心して暮らせる環境づくりに向けた取り組みの状況を測る指標。	0 基	40 基	44 基
3-3 自然環境の保全と共生	エコリーダーの認定数 (市が認定するエコリーダーの数)	市民の環境保全意識を高め、市民・行政の協働のもと環境都市の確立を目指すための取り組みの状況を測る指標。	73 人	150 人	164 人
3-4 土地利用・景観整備	景観づくり活動参加団体数 (市内において景観まちづくりのために活動している団体の数)	市民の自主的な活動により、南房総市の景観まちづくりを進めるための取り組みの成果を測る指標。	8 団体	21 団体	—
3-5 市街地・集落地・公園の整備	美しい道づくり月間参加団体活動回数 (市における美しい道づくり月間に参加した団体の活動回数)	愛着のある美しい地域づくりのための、市民参加による道路や公園の維持と管理に向けた取り組みの成果を測る指標。	117 回 (H17)	234 回	495 回
3-6 上水道の整備	既設石綿セメント管の延長 (市内の上水道に使用されている石綿セメント管の延長)	災害に強いライフラインとしての機能強化に向けた、既設石綿セメント管更新事業の進捗よく状況を測る指標。	45.7km (H18)	31.5km	31.9km
3-7 汚水処理対策の推進	合併処理浄化槽設置基数 (市内における合併処理浄化槽の設置基数)	各家庭から出される汚水の適正な処理により河川・海の水質保全を図るための、取り組みの状況を測る客観的な指標。	4,136 基 (H18)	6,017 基	5,592 基

施策名	指標名	指標選定の考え方	現状値 (H19)	目標値 (H24)	実績値 (H23)
3-8 廃棄物対策の推進	市民ひとり1日あたり生活系ごみ排出量 (市内における1日あたり生活系ごみの排出量を、総人口で除した数)	環境立市を目指すためにも重要な取り組みの成果を測る客観的な指標。	1,136 g (H17)	1,000g	842g (H22)
4-1 保健・医療体制の充実	総合検診(特定健診)受診率 (市が実施する総合健診(特定健診)を受診した市民の割合)	市民の健康維持・増進のための、健康診断受診の促進に向けた取り組みの成果を測る客観的な指標。	34.7%	65%	41.8%
4-2 子育て支援・児童福祉の充実	年間出生数 (市内において1年間に生まれた子どもの数)	子どもを安心して産み、育てられる環境づくりを目指すための取り組みにより、もたらされる効果を測る客観的な指標。	220 人 (H18)	200 人	189 人
4-3 高齢者福祉の充実	65歳以上に占める要介護認定者の割合 (65歳以上の市民における要介護認定された者の割合)	市民が自立していきいき暮らせるよう、要介護状態となる市民を増やさないことを目指す取り組みの成果を測る客観的な指標。	14.2% (H18)	17.1%	16.5%
4-4 障害者福祉の充実	障害者入所施設退所者数 (施設を退所し地域生活に移行した障害者の数)	障害者が自立し社会生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスを提供する取り組みの成果を測る指標。	0 人 (H17)	8 人	8 人
4-5 地域福祉の充実	福祉ボランティア登録団体数 (登録されているボランティア団体の数)	地域住民・福祉ボランティアなどの自発的で主体的な活動の活性化に向けた、取り組みの成果を測る指標。	60 団体 (H18)	65 団体	56 団体
5-1 教育内容の充実	朝食をとって学校に登校する児童・生徒の割合 (市立小中学校における朝食を食べて登校する児童・生徒の割合)	心身ともに健全な児童・生徒の育成に向けた、食育などを介した取り組みの成果を測る指標。	83%	95%	—
5-2 学校教育施設の整備・改善	小・中学校における耐震化済施設数 (耐震化工事を終えた市立小中学校の数)	学校施設の安全性の確保と、児童・生徒にとってより良い学習環境の整備を図るための、取り組みの成果を測る指標。	11 校	19 校	全校
5-3 生涯学習の推進	生涯学習講座等参加者数 (市が実施する生涯学習講座などへの参加者数)	多様化するニーズに対応した学習プログラムの提供を図るための、取り組みの成果を測る指標。	22,892 人 (H18)	24,000 人	—
5-4 文化振興と地域文化の醸成	文化活動団体数 (市に登録されている文化活動団体の数)	団体などによる文化活動の活性化、文化財の保全を図るための取り組みの成果を測る指標。	65 団体 (H18)	65 団体	65 団体
5-5 スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ団体加入者数 (市に登録されているスポーツ団体加入者の数)	市民がスポーツに親しみ、健康づくりや体力づくりに取り組める環境整備を図るための、取り組みの成果を測る指標。	4,544 人 (H18)	5,000 人	5,978 人
6-1 市民参加のまちづくりの推進	NPO・自主的まちづくり活動団体の数 (市内で活動しているNPOや自主的まちづくり活動団体の数)	市民参加のまちづくりの展開による、市民の自主的活動の活性化に向けた、取り組みの成果を測る指標。	20 団体	30 団体	41 団体
6-2 開かれた行政の推進	1日あたり平均ホームページアクセス数 (市の公式ホームページに対する1日あたり平均アクセス数)	高度情報化時代に対応した、迅速でわかりやすい情報提供により、もたらされる効果を測る客観的な指標。	752 人 (H18)	1,000 人	948 人
6-3 男女共同参画社会の形成	審議会などにおける女性委員の割合 (市が設置する審議会における女性委員の割合)	男女がともに担い合う社会の実現に向けた、審議会などへの女性委員登用の進捗よく状況を測る指標。	9.8% (H18)	30%	12.5%
6-4 地域間交流の促進	在住外国人との交流会等参加者数 (市が開催する市内在住外国人との交流会などに参加した市民の数)	多文化共生社会に向けた環境づくりを促進するための、取り組みの成果を測る指標。	0 人	200 人	360 人
6-5 効率的・効果的な行財政運営の推進	地方債現在高 (市が借り入れた市債の総額から、償還した元金を差引いた市債の残高)	財政運営の弾力性に向けた財政健全化の取り組みの効果を測る客観的な指標。	264 億円 (H18)	220 億円	285 億円

資料 4 後期基本計画の指標一覧

(注) 現状値下段の()は、数値を把握した年または年度を示します。

施策名	指標名	指標選定の考え方	現状値 (H23)	目標値 (H29)
1-1 農林業の振興	南房総市認定農業者数(経営体数) (市独自の基準による認定農業者の数)	収益性の高い農業により、農業者が安定した収入を得ていくための取り組みの成果を測る指標。	205 人	220 人
1-2 水産業の振興	千葉県等認定水産物ブランド数及び候補数 (千葉県などが認定した水産物ブランドの数など)	高品質・高付加価値化により、経営の安定を図るための取り組みの成果を測る指標。	3 品	5 品
1-3 観光の振興	観光入り込み客数 (千葉県調べによる観光客の入り込み客数)	魅力ある観光地づくり、積極的なPRなどの観光振興施策により、経営の安定を図るための取り組みの成果を測る指標。	457 万人	560 万人
1-4 商工業の振興	製造品出荷額等 (経済産業省「工業統計」による製造品などの出荷額)	食品加工業などの商工業振興施策により、もたらされる効果を測る客観的な指標。	128 億円 (H22)	152 億円
1-5 新たな産業の創出	中小企業新事業及び雇用創出支援事業の雇用者数(累計)	企業などを支援しながら、産業を育成し雇用機会を確保することを目指すための取り組みの状況を測る指標。	7 人	75 人
2-1 道路の整備	市道の改良率 (市が管理する道路の改良率)	市民にとって身近な交通環境の改善を目指すための、取り組みの成果を測る客観的な指標。	44.4%	44.7%
2-2 公共交通の機能強化	コミュニティバス利用者数 (市が運行するコミュニティバスの利用者数)	身近な交通手段として重要な役割を果たす、コミュニティバスの利便性向上などの取り組みの成果を測る客観的な指標。	55,947 人	56,000 人
2-3 情報通信基盤の整備	南房総市ブロードバンド加入件数	市民生活の質的向上と地域経済の活性化を図るための、情報通信基盤整備(維持管理)に関する取り組みの成果を測る指標。	4,825 件	7,300 件
3-1 交通安全・防犯対策の推進	交通事故発生件数 (市の交通事故発生件数)	交通安全対策や危険箇所の改修による交通事故発生防止に向けた取り組みの成果を測る指標。	108 件	99 件
3-2 防災・消防・救急対策の充実	自主防災組織による避難訓練実施地区数	自主防災組織が自主的に防災訓練を実施した取り組みの状況を測る指標。	66 地区	117 地区
3-3 自然環境の保全と共生	環境学習会の参加人数	市民の環境保全意識の高め、市民・行政の協働のもと環境都市の確立を目指すための取り組みの状況を測る指標。	312 人	400 人
3-4 土地利用・景観整備	国土調査の実施状況 (国土調査済面積)	地籍の明確化を図り、国土の開発及び保全並びにその利用を高度化に資するための国土調査の進捗よく状況を測る指標。	103.9k㎡	110.5k㎡
3-5 市街地・集落地・公園の整備	美しい道づくり月間参加団体活動回数 (市における美しい道づくり月間に参加した団体の活動回数)	愛着のある美しい地域づくりのための、市民参加による道路や公園の維持と管理に向けた取り組みの成果を測る指標。	495 回	500 回
3-6 上水道の整備	既設石綿セメント管の改修率 (市内の上水道に使用されている石綿セメント管の改修率)	災害に強いライフラインとしての機能強化に向けた、既設石綿セメント管更新事業の進捗よく状況を測る指標。	30.2%	51.0%
3-7 汚水処理対策の推進	合併処理浄化槽設置基数 (市内における合併処理浄化槽の設置基数)	各家庭から出される汚水の適正な処理により河川・海の水質保全を図るための、取り組みの状況を測る客観的な指標。	5,592 基	6,693 基 (H28)

施策名	指標名	指標選定の考え方	現状値 (H23)	目標値 (H29)
3-8 廃棄物対策の推進	市民ひとり1日あたり生活系ごみ排出量 (市内における1日あたり生活系ごみの排出量を、総人口で除した数)	環境立市を目指すためにも重要な取り組みの成果を測る客観的な指標。	842g (H22)	818g (H27)
4-1 保健・医療体制の充実	総合検診(特定健診)受診率 (市が実施する総合検診(特定健診)を受診した市民の割合)	市民の健康維持・増進のための、健康診断受診の促進に向けた取り組みの成果を測る客観的な指標。	41.8%	60%
4-2 児童福祉の充実	ひとり親家庭の自立支援件数	ひとり親家庭における自立支援に向けた取り組みの成果を測る指標。	3件	10件
4-3 高齢者福祉の充実	65歳以上に占める要介護認定者の割合 (65歳以上の市民における要介護認定された者の割合)	市民が自立していきいき暮らせるよう、要介護状態となる市民を増やさないことを目指す取り組みの成果を測る客観的な指標。	16.5%	16.2%
4-4 障害者福祉の充実	障害者入所施設退所者数 (施設を退所し地域生活に移行した障害者の累計数)	障害者が自立し社会生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスを提供する取り組みの成果を測る指標。	8人	32人
4-5 地域福祉の充実	福祉ボランティア登録団体数 (登録されているボランティア団体の数)	地域住民・福祉ボランティアなどの自発的で主体的な活動の活性化に向けた、取り組みの成果を測る指標。	56団体	57団体
5-1 教育内容の充実	南房総市一斉学力テストの平均点 (市が実施する一斉学力テストの平均点)	特色ある南房総市教育の推進の柱の一つである「学力向上」への取り組みの成果を測る指標。	73点	80点
5-2 子育て支援の充実	地域子育て拠点事業(にこにこひろば)のべ利用者数 (「にこにこひろば」の利用者の累計数)	就学前の家庭内保育児童における地域交流活動活性化度を測る指標。	5,236人	6,000人
5-3 学校教育施設の整備・改善	幼稚園及び小中学校施設数 (市立幼稚園及び小中学校の数)	学校施設の安全性の確保と、児童・生徒にとってより良い学習環境の整備に係る学校等再編の進捗よくを測る指標。	33校	18校
5-4 生涯学習の推進	公民館定期利用サークル数 (公民館を活用したサークル活動の団体数)	生涯学習を実践するサークル活動の活動状況を測る指標。	185団体	255団体
5-5 文化振興と地域文化の醸成	文化財保護団体等数 (市に登録されている文化財保護団体の数)	文化財の保全を図るための取り組みの成果を測る指標。	12団体	12団体
5-6 スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ団体加入者数 (市に登録されているスポーツ団体加入者の数)	市民がスポーツに親しみ、健康づくりや体力づくりに取り組める環境整備を図るための、取り組みの成果を測る指標。	5,978人	6,200人
6-1 協働のまちづくりの推進	NPO・自主的まちづくり活動団体の数 (市内で活動しているNPOや自主的まちづくり活動団体の数)	市民参加のまちづくりの展開による、市民の自主的活動の活性化に向けた、取り組みの成果を測る指標。	41団体	50団体
6-2 開かれた行政の推進	1日あたり平均ホームページアクセス件数 (市の公式ホームページに対する1日あたり平均アクセス数)	高度情報化時代に対応した、迅速でわかりやすい情報提供により、もたらされる効果を測る客観的な指標。	948件	1,000件
6-3 男女共同参画社会の形成	審議会などにおける女性委員の割合 (市が設置する審議会における女性委員の割合)	男女がともに担い合う社会の実現に向けた、審議会などへの女性委員登用の進捗よく状況を測る指標。	12.5%	30%
6-4 地域間交流の促進	国際交流イベントへの参加者数 (国際交流協会が開催した交流会などに参加した市民の数)	多文化共生社会に向けた環境づくりを促進するための、取り組みの成果を測る指標。	360人	500人

施策名	指標名	指標選定の考え方	現状値 (H23)	目標値 (H29)
6-5 効率的・効果的な 行財政運営の推進	実質公債費比率 (実質的な公債費(地方債の元利 償還金)が財政に及ぼす負担の割 合)	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で決 められた財政の健全性を示す指標。	9.4%	8.3%

資料5 用語集

あ行	
IT (P101)	情報技術(Information Technologyの略)。コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。
アウトソーシング (P100)	行政の業務のうち、専門的な業務について、それをより得意とする民間企業などに委託すること。
新しい公共 (P92)	行政に代わり、市民・団体・民間事業者などが連携しながら、福祉や教育などの公共サービスを担っていくという考え方。
AED (P5・55)	自動体外式除細動器(Automated External Defibrillatorの略)。心臓に電気ショックを与える機器で、医療従事者でなくとも救命行為ができる。
エコツーリズム (P4・16・36)	旅行者が自然環境や歴史・文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つ観光産業のあり方。
NPO (P92)	民間非営利組織(Non-Profit Organizationの略)。営利を目的とせず、公益的な活動を行う民間組織。
か行	
グリーン・ツーリズム (P32)	農林水産省により提唱された、農山村地域における自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
グリーン・ブルー・ツーリズム (P16・35)	グリーン・ツーリズムとブルー・ツーリズムのこと。
グローバル化 (P30・98)	企業活動や文化活動などが、国や地域の枠組みを越えて広がり、他の地域とも緊密なつながりを持つようになること。
経営革新 (P40)	企業などが、目的に応じて業種を転換したり、経営の近代化を図ったりすること。
コミュニティバス (P14・46・47)	行政が費用(の一部)を負担しながら運行するバスの総称。
さ行	
再生可能エネルギー (P56・57)	太陽光や太陽熱、水力・風力・バイオマス・地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
サイン (P6・58・59)	ここでは、看板や案内標識のこと。
里山・里海 (P6・16・56・59)	日常生活と関連が深い、身近な山(低山・丘陵)と海(浜辺)のこと。レクリエーションの場となるほか、環境保全への取り組みの場ともなっている。
3R (P16・65・66)	環境保全に向けた Reduce(リデュース:廃棄物の排出抑制)、Reuse(リユース:製品などの再使用)、Recycle(リサイクル:資源としての再生利用)のこと。
産学官 (P13・30・31)	産業界、学校(教育・研究機関)、官公庁の三者のこと。

CO ₂ (P5・57)	二酸化炭素のこと。地上から放出される熱を吸収する温室効果があり、その濃度が高まると地球温暖化を招く。
資源循環型農業 (P31)	環境への負荷の低減を図るため、環境保全型農業の取り組みを推進するとともに、農業のもつ自然循環機能の維持増進を図り、持続的な生産活動を行うこと。
自産自消 (P8・14・79)	子どもたち自らが地域の田や畑で農作物を生産したり、海産物を収穫し、その食材を給食等で利用して食すこと。
実質公債費比率 (P100)	実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。18%以上の団体は、地方債の発行に際して国や県の許可が必要となる。25%以上の団体は、単独事業のための地方債が制限される。
新エネルギー (P56)	石油などの化石燃料に対し、新たに発見されたり見直されるようになったエネルギー資源。太陽光エネルギー・風力エネルギー・バイオマスエネルギー（生物資源をもちいたエネルギー）などのこと。
森林セラピー (P16・32・36)	森林環境を利用して心身の健康維持・増進、疾病の予防を行うことを目指すもの。
生活系ごみ (P65)	一般家庭から出るごみのこと。
た行	
地産地消 (P14・30・31・39・79)	地元でとれた農産物等を地元で消費すること。消費者の食などに対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。
地域包括支援センター (P7・71・72)	高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、保健師・社会福祉士・ケアマネージャーが中心となって、「介護予防に関するマネジメント」「権利擁護」「総合的な相談・支援」「ケアマネージャーへの支援」などを行う機関。
ツイッター (P94)	インターネット上で、不特定多数の人に向けてごく短い文（つぶやき）を発信したり、また他の人の文を読んだりすることができるサービス。
DV (P9・96・97)	配偶者や恋人など親密な関係にある相手（過去にそうであった人を含む）からの暴力のこと。身体的な暴力のみならず、言葉による暴力や経済的に困らせるなどの行為も暴力にあたりとされている。
デジタルサイネージ (P4・36・48)	表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や情報を表示する広告媒体である。
デマンド型乗合タクシー (P5)	自宅や指定の場所から目的地まで、希望する時間・乗車場所などの要望（デマンド）に、比較的安価な料金で応える公共交通サービスのこと。一般的には電話で予約する。
特定外来生物 (P57)	外来生物（海外起源の外来種）のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。
な行	
認定農業者 (P30・31)	農業経営者のうち、農業者が作成した農業経営改善計画を市町村が審査し、認定した農業者のこと。税制や融資の面で特典が与えられる。
農商工連携 (P31)	地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

は行	
パブリックコメント 制度 (P92)	政策や計画、条例などの立案にあたり、行政が原案を公表して事前に市民から意見を求め、提出された意見等を考慮して、意思決定を行う制度のこと。
フェイスブック (P94)	世界最大のソーシャルネットワーキングサービスのこと。ここでいうソーシャルネットワーキングサービスとは、社会的な人のネットワーク（つながり）をインターネット上で構築するサービスを指す。
ブルー・ツーリズム (P16・33・34・35)	漁村地域における、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。広義にはグリーン・ツーリズムに含まれる。
プライマリーケア (P69)	初期医療のこと。患者が最初に接する医療の段階であり、身近な地域で、迅速に、適切に診断・処置されることが重視される。
ホスピタリティ (P4・36)	来訪者に対する「おもてなし」「歓待」のこと。観光においては、訪れる人に心地良く過ごしてもらうためのモノやサービス全般を指す。
ま行	
マーケティング機能 (P31)	生産された商品・サービス・情報などを消費者へ円滑に届け、消費者のニーズや評価を的確に捉えること。
木質バイオマス (P30・32)	バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことであり、「木質バイオマス」は、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などを指す。
や・ら・わ行	
ライフライン (P6・62)	電気・ガス・水道などの公共公益的な設備、鉄道等の交通機関など、都市の機能を維持し、現代人が日常生活を送るうえで不可欠な設備のこと。
リーディング産業 (P32)	地域の経済成長のけん引役となる産業のこと。
6次産業化 (P30・40)	農林水産業と2次産業・3次産業を融合・連携させることによって、農山漁村の有する農林水産物、自然エネルギー、伝統文化などの「地域資源」を、食品産業をはじめとするさまざまな産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出し、地域ビジネスや新産業を創出すること。

南房総市総合計画 後期基本計画

平成25年3月

発行：南房総市

編集：企画部企画政策課

〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木28番地

TEL 0470-33-1001（代表） FAX 0470-20-4598

URL <http://www.city.minamiboso.chiba.jp>

